

# 邁向2020年—愛努政策的現況與展望

2020年に向けて—アイヌ政策の現状と展望

Toward 2020: The Current State and Prospect of the Ainu Policy

文・圖 | 常本照樹 TSUNEMOTO Teruki  
(北海道大學愛努・先住民研究中心主任)

譯者 | 陳由璋 (政治大學民族學系博士生)

文責・圖 | 常本照樹 TSUNEMOTO Teruki  
(北海道大学アイヌ・先住民研究センター長)

訳者 | 陳由璋 (政治大学民族学学科博士後期課程)



2013年から始まった「イランカラッテ」キャンペーンのロゴマーク。アイヌ語とアイヌ文様を組み合わせたデザインを使用し、アイヌ語の「こんにちは」で北海道の特色を押し出している。(出典:「イランカラッテ」キャンペーン推進協議会 <http://www.irankarapte.com/>)

2013年迄今産官學合作舉辦的irankarapte活動標誌。設計概念結合了愛努語與愛努紋樣。以愛努語的您好打造北海道的當地特色。(圖片來源:「イランカラッテ」キャンペーン推進協議 <http://www.irankarapte.com/>)

2008年6月6日の国会決議及び内閣官房長官談話(本誌83号落合論文参照)を受けて設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」は、1年間の審議を経て官房長官に報告書を提出し、アイヌ民族に関する国民の理解の促進及び広義の文化に係る政策の展開などを提言した。ここでいう文化は、言語、音楽、舞踊、工芸などに加え、土地利用の形態などを含む民族固有の生活様式の総体という意味であり、この「広義の文化」の復興と創造の必要性が謳われた。広義の文化に係る政策として懇談会が提示したのは、①民族共生の象徴となる空間の整備、

②アイヌに関する研究の推進、③アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、④土地・資源の利活用の促進、⑤産業の振興、⑥アイヌの生活向上のための施策、であった。

因 承受2008年6月6日國會決議與内閣官房長官會談(請參照本誌83期落合研一論文)所設置的「愛努政策應採形式之相關專家學者懇談會」,經過1年的審議後向官房長官提出報告書,就促進愛努民族有關國民理解與廣義文化相關政策開展等提出建議。在此所指文化,其意涵為加入語言、音樂、舞蹈、工藝等,且包含土地使用型態等民族固有生活形式的總體,宣揚該「廣義的文化」的復興與創造之必要性。做為「廣義的文化」的「政策」,於懇談會上提出:①作為民族共生之象徵的



アイヌ政策推進会議(左端が加藤アイヌ協合理事長、右端が菅官房長官)

愛努政策推動會議(最左邊為加藤愛努協合理事長、最右邊為菅官房長官)

②アイヌに関する研究の推進、③アイヌ語をはじめとするアイヌ文化の振興、④土地・資源の利活用の促進、⑤産業の振興、⑥アイヌの生活向上のための施策、であった。

報告書を受けた官房長官は、これらの政策を政府の責任で実現するに際し、アイヌの意見や専門家の助言を受けるための組織として2009年の暮れに自らが座長となる「アイヌ政策推進会議」を設置するとともに、実質的な検討作業を政策推進作業部会に委ねた。作業部会ではアイヌ政策のすべてを議論の対象としているが、なかでも中心的課題となっているのが「民族共生の象徴となる空間」及び諸政策を支えるための新しい法律の制定である。以下では、この二つについて紹介することにしたい。

空間整備、②愛努相關研究之推動、③從愛努語開始之愛努文化的復興、④土地・資源的利用與活用之促進、⑤産業之振興、⑥愛努生活提升之實施政策。

官房長官收到報告書後,以政府職責實現上述政策之際,為獲得愛努族人意見與專家建議,於2009年歲末設立組織「愛努政策推動會議」,並親自當任該會議的主持人,同時將實質性的檢討作業委託給政策推動作業部會。作業部會以所有的愛努政策作為討論對象,但其中的核心課題是「作為民族共生的象徴之空間」以及支持各項政策的新法律之制定。以下,想針對這兩項進行介紹。





チカソー文化センターの伝統的住居群  
(アメリカ・オクラホマ州) 奇克索文化中心的傳統家屋群  
(美國 奧克拉荷馬州)



ポリネシア文化センター  
(アメリカ・ハワイ州) 波里尼西亞文化中心  
(美國 夏威夷州)



国立テパパ博物館  
(ニュージーランド・ウェリントン市) 國立蒂帕帕博物館  
(紐西蘭 威靈頓市)

象徴空間の中核的施設は国立アイヌ民族博物館と国立民族共生公園である。博物館は、延べ床面積が約8600㎡、1階にシアターとカフェ、ギフトショップなどを置き、2階に各種展示室が展開される。同館は、道内市町村にあるアイヌ関係の博物館・資料館をつなぐネットワークのハブとして機能することも期待されている。公園には、アイヌの伝統的住居（チセ）群のほか、500名を収容できるシアターやアイヌ語や伝統的生業を体験できる学習館、工芸を見学・体験できる工房、導入施設やレストランなどを含むエントランス棟などが設置されることになっている。

象徴空間の核心施設為国立愛努民族博物館與国立民族共生公園。博物館の地板面積為8600㎡，於1樓設置劇場與咖啡廳、禮品店等，於2樓放眼所見將是各種展示室。也期待該館與北海道内市町村的爱努關聯博物館、資料館連接，發揮網路樞紐的功能。公園中除了有愛努傳統家屋（cise<sup>2</sup>）群外，還有設置能容納500人的劇場、能體驗愛努語與傳統產業的學習館、可以參觀與學習工藝的工坊、內有導入設施與餐廳等的迎賓樓等建物。

在象徴空間企劃、設計之際，相關人員

象徴空間の企画・設計にあたっては、ハワイのポリネシア文化センター、オクラホマのチカソー文化センター、ワシントンDCの国立インディアン博物館、ニュージーランドの国立テパパ博物館など世界各国の同種施設を関係者が視察したが、なかでも詳細に調査し参考にされたのが台湾の原住民族文化園區である。数回にわたる訪問に親身に対応し、貴重な知見、経験を共有して下さった文化園區及び原住民族委員会には、この機会に心からお礼を申し上げたい。

考察過夏威夷的波里尼西亞文化中心、奧克拉荷馬的奇克索文化中心、華盛頓DC的國立印地安博物館、紐西蘭的國立蒂帕帕博物館等世界各國同類的設施，但其中最為詳細調查參考是台灣的原住民族文化園區。在此機會，我向數次訪問都親自應對、與我們共享寶貴的見解、經驗的文化園區與原住民族委員會，獻上由衷的感謝。

◎小辭典

2. cise為愛努語羅馬字表記，日文羅馬字表記為chise，片假名表記為チセ。

### 新たな法律の制定

アイヌを先住民族と認めた2008年の官房長官談話は政治的には重要な意味を持つが、法的な拘束力があるわけではない。また、日本国憲法には、中華民国憲法とは異なり、先住民族に関する規定は一切存在しないし、直ちに憲法を改正することも困難である。そのため、アイヌを先住民族として位置づけ、それに基づく政策の根拠となる法律の制定が急がれている。ちなみに、アイヌ文化振興法は1997年に制定されたものであるため、アイヌが先住民族であることを前提とした法律ではない。

新しい法律には、アイヌ政策の基本理念並びに国及び地方自治体の責務を定める規定を始め、種々の規定を設けることが検討されているが、なかでも注目されるのが地域振興政策である。これは、主としてアイヌの人々が居住する市町村において、当該自治体とアイヌが知恵を出し合い、協力して、アイヌのみならずその地域もともに豊かになることを目指す政策を立案、実施し、それに国が全面的に財政支援を行うというものである。これは民族共生の理念を具体化するものにほかならないが、あわせて、個人がアイヌであることの認定には課題が残されており、また、アイヌだけを対象とする政策には憲法上の平等原則違反の疑いがあるとともに、アイヌを十分に理解していない国民からの反発が予想されるなどの事情も背景にあると言えよう。

この法律も2020年の象徴空間開設までに制定すべく急ピッチで準備が進められている。人口比でいうと台湾原住民族よりも遙かにマイノリティ

### 新法律的制定

2008年の官房長官談話中、認同愛努民族為原住民族在政治上具有重要的意思，但在法律上並無約束力。另外，日本國憲法與中華民國憲法不同，未存在任何原住民族的相關規定，要立刻修憲也有其困難。為此，目前急迫於制定將愛努民族定位為原住民族的法律，立基於此定位作為政策依據。順帶一提，因為愛努文化振興法是在1997年所制定的，該法並不是把愛努民族當作原住民族為前提的法律。

目前將於新訂的法律中，從愛努政策的基本理念與訂定國家以及地方自治體的責任義務之規定為起點，檢討各種規定之設定，其中最受到關注的是地方振興政策。這部分主要是在愛努族人所居住的市町村中，由該地自治體與愛努族人一起構思、相互合作，提出與實施愛努族人與該地區一同豐裕為目標之政策，這項政策是由國家進行全面性的財政支援。這正是民族共生理念的具體化，然而，除了目前仍留有認定個人為愛努民族這項課題，另外政策只以愛努民族為對象，會產生違反憲法的平等原則之疑慮，並可預想到因此受到仍未充分理解愛努民族的國民反彈等情況，可以說背景上仍有上述這些情況。

這項法律也因須於2020年的象徴空間開設之前制定完成，目前的準備工作急速進展推動之中。以人口比率來說，因為愛努民族比起台灣原住民族來更是少數民族，為了大力推動政策，以站在多數民族立場來說，與

であるアイヌのために大きく政策を動かすためには、マジョリティにとって重要な「何か」と関連付けることが必要であり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックがそれにあたると思われる。残された問題は、その後も安定的にアイヌ政策を維持するための方策であり、新しい法律がその基盤となることが期待される。◆

重要的「某事」賦予關聯這件事是必要的，可以想到與其相當的事便是2020年的東京奧林匹克運動會、帕拉林匹克運動會<sup>3</sup>。至於所留下的問題部分，就是期待之後也有安定維持愛努政策的方法策略，新制訂的法律能夠成為該策略的基盤。◆

#### ◎小辭典

3. 帕拉林匹克運動會，即Paralympic Games，又稱「殘障奧運」。

#### 作者簡介 | プロフィール

##### 常本照樹 (つねもと てるき)

北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

北海道生まれ。専門は憲法学。1983年北海道大学大学院修了（法学博士）。カリフォルニア大学パークレー校、ロンドン大学SOAS及びハーバード大学研究員、北海道大学総長補佐、法学部長・大学院法学研究科長などを経て、現在、北海道大学大学院法学研究科教授。2007年から北海道大学アイヌ・先住民研究センター長を兼務。2008年から09年まで「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」、2009年から「アイヌ政策推進会議」の委員（政策推進作業部会長）を務める。アイヌ政策に関する著作として、「憲法はアイヌ民族について何を語っているか」松井茂記編『憲法を考える』（有斐閣2016所収）、「アイヌ文化振興法の意義とアイヌ民族政策の課題」北大アイヌ・先住民研究センター編『アイヌ研究の現在と未来』（北大出版会2010所収）など。



##### 常本照樹 TSUNEMOTO Teruki

北海道大学愛努・先住民研究センター長

北海道出生。専長は憲法学。1983年北海道大学研究所卒業（法学博士）。歷經加州大學柏克萊分校、倫敦大學SOAS以及哈佛大學研究員、北海道大學校長輔佐、法学部長・研究所法學研究科科長等職務，現為北海道大學研究所法學研究科教授。2007年起兼任北海道大學愛努・先住民研究中心主任。擔任從2008年起到09年為止的「愛努政策應採形式之相關專家學者懇談會」、2009年起的「愛努政策推動會議」的委員（政策推動作業部會長）。愛努政策相關著作為〈憲法對愛努民族有什麼述說〉松井茂記編《思考憲法》（有斐閣2016收錄）、〈愛努文化振興法之意義與愛努民族政策的課題〉北大愛努・先住民研究中心編《愛努研究的現在與未來》（北大出版會2010收錄）等著作。